

※本資料は、日本健康相談活動学会第 16 回学術集会において口頭発表したものです。

幼保連携型認定こども園における養護教諭の職務について

—他職種を対象とした実態調査から—

I. 背景・目的

2017（平成 29）年 3 月、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が公示された。今回の改訂において特記すべきことは、子育て支援について独立した章「第 4 章 子育て支援」として示され、在園児及び地域の保護者に対する子育ての支援が義務付けされたこと、さらに現代的な諸課題を踏まえ「健康及び安全」に関する事項の改善・充実が図られたことである。

幼保連携型認定こども園における「健康及び安全」、「子育て支援」を推進していくためには、看護師や養護教諭の専門性を生かすことが求められている。そこで、本研究では、幼保連携型認定こども園に勤務する養護教諭の職務内容について明らかにすることを目的として調査を実施した。

II. 方法

2017 年までに認定された幼保連携型認定こども園 2,750 園を対象として、郵送法による自記式質問紙調査を実施した。返信のあった 897 園のうち、養護教諭が配置されていると回答し、さらに園で養護教諭が担っている職務に関する自由記述の回答を得られた 45 名の記載内容を分析対象とした。なお、分析対象のうち看護師及び養護教諭ともに配置されている園は 20 園である。

III. 倫理的配慮

倫理的配慮として、自記式質問紙調査と共に調査協力への依頼文を同封し、同意した場合にのみ返信するように依頼をした。回収は無記名にて行った。なお、本調査は「静岡大学ヒトを対象とする研究に関する倫理審査」の承認を得て実施した。

IV. 結果

園長・副園長 33 名、主幹・主任保育教諭等 6 名、その他 6 名、計 45 名から回答を得た。自由記述の内容を電子データ化し、質的データとした。その後、内容分析を行い 17 項目に分類した。

養護教諭の職務としては、「傷病等への対応」が最も多く、次いで「子どもの発育発達の把握・支援及び関連する事項」、「保育業務」、「子どもの健康状態の把握・対応及び関連する事項」、「感染症の早期発見・対応」、「子どもの健康の保持及び増進」、「職員への情報提供」、「保護者への支援」他に分類することができた。また、「保育業務」の具体的な内容としては、未就園児クラスへの配属（加配を含む）や保育教諭として兼務、一時預かり保育の担当等があげられていた。さらに、保護者への支援として健康相談や就学相談にも携わっていた。

V. 考察

養護教諭がその職務として「傷病等への対応」、「子どもの発育発達の把握・支援及び関連する事項」、「保育業務」、「保護者への支援」を行っていることが明らかになった。幼保連携型認定こども園に勤務する養護教諭が、子ども達の日常生活の援助として食事や午睡の援助、乳児保育に携わっていることは先行研究でも明らかになっており、保育業務を担っているという本調査の結果とも一致する。また、保育業務以外の職務内容については、他職種に勤務する養護教諭と差異はないと考えられる。

VI. まとめ

本調査の結果から、幼保連携型認定こども園に勤務する養護教諭の約 4 割が、加配教員や保育教諭として兼務していることが明らかになった。今後の課題として、養護教諭がその専門性を十分に発揮できる体制、組織づくりのあり方を検討していくことが必要だと考える。